



長野県報

10月1日(月)

平成30年
(2018年)

第3013号

目次

規則

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(介護支援課) 1

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定(資源循環推進課) 2

漁業法に基づく内水面における区画漁業権の免許の内容等(園芸畜産課) 2

地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の家賃及び駐車場使用料の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室) 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 3

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 3

公告

県営緊急耐震工事計画の策定及び縦覧(農地整備課) 3

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 4

特定調達契約に係る落札者の決定(人材育成課) 4

訓令

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育政策課) 4



養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年10月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第45号

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中「」第177条第1項」を「。第12項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第177条第1項」に、「」第157条第1項」を「。第12項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第157条第1項」に改め、同条第4項中「この項」の次に「及び第9項」を加え、同条第6項中「及び第11項」を「。第10項及び第12項」に改め、同条第13項第2号中「エまで」を「オまで」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同イの前に次のように加える。

ア、養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員 第3条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項ただ

し書を次のように改める。

ただし、第3項第5号の看護職員は、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第194条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第176条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で1以上とする。

第3条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 前項本文の規定にかかわらず、主任生活相談員は、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。第14項において同じ。)、介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。第14項において同じ。))又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この項及び第14項において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームであって盲養護老人ホーム等以外のものをいう。第12項及び第14項において同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

介護支援課



長野県告示第531号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域

を指定します。

平成30年10月1日

長野県知事 阿部 守一

指 定 区 域	埋立地の区分
小諸市大字滋野甲字山ノ神2691-6の一部、2692-1、2715-1の一部、2717-1、宇寺平2886-1の一部、字長峰2969の一部、2971-1の一部、2971-2の一部、2972の一部及び2974の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

資源循環推進課

長野県告示第532号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業権の免許の内容等を次のとおり定めました。

平成30年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の内容となる事項及び地元地区
別表のとおり
- 2 漁業権に付される制限又は条件
 - (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。
 - (2) こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は25面以内とすること。
 - (3) 地域に開かれた漁業協同組合づくりを進めるために、財務運営、増殖事業及び遊漁規則等の内容をホームページ等を通じて地域住民や遊漁者等へ積極的に情報開示を行うこと。
 - (4) 地域づくりに貢献するために、漁場の利活用について地域と協議する体制づくりを行い、住民による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等を支援すること。
- 3 免許予定日
平成31年1月1日
- 4 免許の申請期間
平成30年10月19日から平成30年10月31日まで
- 5 漁業権の存続期間
平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

(別表)

漁業権の番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第1号	第2種区画漁業	わかさぎ漁業 ふな漁業	1月1日から 12月31日まで	茅野市及び北 佐久郡立科町の 区域内の白樺湖	白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。 基点第1号 茅野市北山本道地籍の1ノ橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 茅野市北山本道地籍の1ノ橋の右岸橋台の上流端	茅野市及び北佐 久郡立科町
内区第2号	第1種区画漁業	こい小割式養殖業		諏訪湖全域	諏訪湖全域	岡谷市、諏訪市 及び諏訪郡下諏 訪町